

**Tax Consulting Firm EOS**  
**Firm News Vol.49 Jun'19**

～国税関係手続の簡素化について～

平成 31 年度税制改正等において、納税者の円滑・適正な納税のための環境整備を図る観点から、国税当局が他の添付書類や行政機関間の連携等で記載事項の確認を行うことにより、国税関係手続の簡素化が図られることになりました。

簡素化の内容は大きく分けて、各種書類の添付書類の省略、所得税の確定申告書の記載事項等の見直し、連結納税の承認申請関係書類の提出先一元化の 3 点です。

**1. 各種書類の添付省略について**

(対象手続一覧)

手続名	添付不要とする書類
所得税申告(確定申告書及び修正申告書)	給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票
	オープン型の証券投資信託の収益の分配の支払通知書
	配当等とみなされる金額の支払通知書
	上場株式配当等の支払通知書
	特定口座年間取引報告書
	未成年者口座等につき契約不履行等事由が生じた場合の報告書
	特定割引債の償還金の支払通知書
	相続財産に係る譲渡所得の課税の特例における相続税額等を記載した書類
相続時精算課税の贈与税申告	住民票の写し
障害者非課税信託申告	
税理士試験受験資格認定申請	
税理士試験免除申請	
内国普通法人等の設立届出	定款等の写し以外の書類 なお、「法人課税信託の受託者となった旨の届出書」提出の際は信託行為の写し以外の書類
外国普通法人となった旨の届出	定款等の和訳以外の書類
収益事業の開始等の届出	定款等の写し・貸借対照表以外の書類
手続委託型輸出物品販売場許可申請	承認免税手続事業者の承認通知書の写し

国税庁 HP「国税関係手続が簡素化されました」より

※「相続時精算課税の贈与税申告」については、**令和 2(2020)年1月1日以後**に贈与により取得する財産に係る贈与税に適用されます。

※上記対象手続に係る添付不要とする書類については、納税者に保存義務はありません。

上記の対象手続については、平成 30 年分の確定申告書であっても、平成 31 年 4 月 1 日以降に提出するのであれば、添付が不要となります。他方、相続時精算課税の贈与税申告については、今般の改正により住民票の写しが不要となりましたが、こちらは令和 2 (2020) 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税に適用されます。つまり平成 31 年及び令和元年中の贈与に係る申告をする際には、これまで通り住民票の写しが必要、ということになります。適用開始時期が異なりますので、注意が必要です。

Tax Consulting Firm EOS  
Firm News Vol.49 Jun'19

2. 所得税の確定申告書の記載事項等の見直しについて

記載事項の見直しについては、所得控除額が年末調整で適用を受けた額と異動がない場合には、その合計額のみを記載し、所得控除の内訳の記載を省略できることとされました。こちらは、平成 31 (2019) 年 4 月 1 日以後に提出する平成 31 (2019) 年分以後の所得税の確定申告書からの適用となります。

【平成 30 年分】

所得から差し引かれる金額	雑損控除	⑩							
	医療費控除	⑪							
	社会保険料控除	⑫							
	小規模企業共済等掛金控除	⑬							
	生命保険料控除	⑭							
	地震保険料控除	⑮							
	寄附金控除	⑯							
	寡婦、寡夫控除	⑰					0000		
	勤労学生、障害者控除	⑱					0000		
	配偶者特別控除	⑲					0000		
	扶養控除	⑳					0000		
	基礎控除	㉑					0000		
	合計	㉒							



【平成 31 年分】

所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑩							
	小規模企業共済等掛金控除	⑪							
	生命保険料控除	⑫							
	地震保険料控除	⑬							
	寡婦、寡夫控除	⑭					0000		
	勤労学生、障害者控除	⑱					0000		
	配偶者特別控除	⑲					0000		
	扶養控除	⑳					0000		
	基礎控除	㉑					0000		
		⑩から㉑までの計	㉒						
	雑損控除	㉓							
	医療費控除	㉔							
	寄附金控除	㉕							
	合計	㉖							

「所得から差し引かれる金額」の順番を変更するとともに「⑩から㉑までの計」欄を追加します。

※様式はイメージです。実際の様式と異なる場合があります。

国税庁 HP「平成 31 年分の所得税の確定申告書 B 様式が変わります(平成 31 年 4 月)」より

すでに、確定申告書 A 様式ではこのような配慮がされた申告書となっているため、今般の改正によりこの点に関する様式変更は予定されていないようですが、確定申告書 B 様式ではこのような配慮がなかったため、A 様式の所得控除欄と同様となる変更が予定されています。

**Tax Consulting Firm EOS  
Firm News Vol.49 Jun'19**

**3. 提出先が一元化される連結納税の承認申請関係書類について**

納税者の利便性向上を図る観点から、平成 31 年 4 月 1 日以後に提出する以下の届出等については、提出先が一元化(提出不要も含む)されました。

(対象手続一覧)

届出等	平成31年3月以前の提出先	平成31年4月以後の提出先
完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類(※)	以下の①及び②のいずれも必要 ①連結親法人又は連結親法人となる法人がその納税地の所轄税務署長へ ②連結子法人となる法人がその納税地の所轄税務署長へ	連結親法人又は連結親法人となる法人がその納税地の所轄税務署長へ
連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類(※)	連結子法人となる法人がその納税地の所轄税務署長へ	
連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類(※)	以下の①及び②のいずれも必要 ①連結親法人又は連結親法人となる法人がその納税地の所轄税務署長へ ②連結子法人となる法人がその納税地の所轄税務署長へ	連結親法人又は連結親法人となる法人がその納税地の所轄税務署長へ
異動届出書(連結子法人又は連結子法人となる法人の本店等所在地に異動があった場合)	以下の①及び②のいずれも必要 ①連結親法人又は連結親法人となる法人がその納税地の所轄税務署長へ ②連結子法人又は連結子法人となる法人の異動前の本店等所在地の所轄税務署長へ	連結子法人又は連結子法人となる法人の異動前の本店等所在地の所轄税務署長へ
連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書(※)	連結子法人となる法人がその納税地の所轄税務署長へ	(提出不要)

(※)の届出等は、平成 31 年 4 月 1 日以後にその提出の基因となる事由が生じたものが対象です。

国税庁 HP「国税関係手続が簡素化されました」より

こちらは全ての届出等について対象になるわけではなく、対象は限定されており、具体的には上記の 5 つの届出書等になります。上記について、原則的に連結親法人が提出することとなるため、これまで必要であった、連結子法人(連結子法人となる法人)が行うその納税地の所轄税務署長への提出について、今後は不要となります。

なおこの改正は、平成 31 年 4 月 1 日以後の提出から適用となりますが、(※)が付されたものに関しては、事由が生じた日が“平成 31 年 4 月 1 日以後”である必要があります。逆を言えば(※)が付されていない異動届出書に関しては、その異動が平成 31 年 3 月 31 日以前であっても、提出が 4 月 1 日以後であれば適用となる、ということになります。

**4. 適用時期**

平成 31 年 4 月 1 日以後に提出する上記で表示の申告・届出書について適用されます。

本紙に関するお問合せ、税務に関するご相談等は、下記までご連絡くださいませ。

税理士法人 EOS 東京都港区西新橋 1-2-9 日比谷セントラルビル 5 階

TEL: 03-4577-1806 FAX: 03-4577-1898

E-mail: [accounting@epcs.co.jp](mailto:accounting@epcs.co.jp) <https://www.epcs.co.jp>

**Tax Consulting Firm EOS**

**Firm News Vol.49**

～ We are always at your side ～